

第4章 計画の基本方針

1 計画策定の視点

高齢者福祉は「老人福祉法」に基づいてスタートしており、基本理念として高齢者が生きがいをもって健康で安心した生活を送ることができるよう、社会全体で支えていくとともに、高齢者は健康を保持し、その知識と経験を活用して社会的活動に参加することが求められています。また、介護に係るサービスは平成12年（2000年）に施行された介護保険法のもとで実施されています。

国では「医療介護総合確保推進法」に基づき、平成37年（2025年）を見据えて、「地域における医療・介護の総合的な確保を図るための改革」の方向性を示しています。茨木市高齢者保健福祉計画^{※1}（第7次）・介護保険事業計画（第6期）策定の視点として、老人福祉法及び介護保険法の理念を再確認するとともに、抑えておくべき新たな動向について整理します。

（1）老人福祉法の理念

①老人福祉法の目的

老人福祉法は第1条において、「老人に対し、その心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な措置を講じ、もって老人の福祉を図る」といった目的が示されています。

②老人福祉法の基本的理念

同法の第2条において、「老人は、多年にわたり社会の進展に寄与してきた者として、かつ、豊富な知識と経験を有する者として敬愛されるとともに、生きがいを持てる健全で安らかな生活を保障される」とし、同法の第3条において、「老人は、常に心身の健康を保持し、その知識と経験を活用して社会的活動に参加するように努める」としており、基本的理念が示されています。

（2）介護保険法の理念

①共同連帯の理念に基づく保険制度

介護保険法は第1条において、「介護等が必要な方の尊厳を保ち、有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるサービス給付を行う」といった目的が示されています。また、国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図る保険制度として、国民の共同連帯の理念が示されています。

②国民の努力及び義務

同法の第4条において、「要介護状態となることを予防するために自ら健康の保持増進に努めるとともに、要介護状態になった場合においても、有する能力の維持向上に努める」としており、国民の努力及び義務が示されています。

③国及び地方公共団体の責務

同法の第5条において、国及び地方公共団体の責務が示されています。国は「保険事業運営が健全かつ円滑に行われるよう、サービス提供体制の確保に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない」としています。

また、国及び地方公共団体は、「被保険者が可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう、サービス等に関する施策について包括的に推進するよう努めなければならない」としています。

(3) 平成37年(2025年)に向けた地域における医療・介護の総合的な確保

医療介護総合確保推進法は、団塊の世代のすべてが後期高齢者となる平成37年(2025年)を見据えた「地域における医療・介護の総合的な確保を図るための改革」であり、医療ニーズの高い高齢者の在宅生活を支えるために、高度急性期から在宅医療・介護までの一連のサービスを地域において総合的に確保するものです。

「地域での効率的・質の高い医療体制の構築」と「地域包括ケアシステムの構築」を施策の柱として、地域における適切な医療・介護サービスの提供体制を実現し、退院支援、在宅療養、急変時の対応、看取り等の様々な局面を支援し、住み慣れた地域での継続的な生活を可能にするものです。

第6期介護保険事業計画策定では、平成37年(2025年)に向けて、高度急性期後の在宅医療・介護の一連のサービス提供体制づくりに係る施策を本格化させていくことが求められています。

2 策定に当たっての考え方

(1) 大阪府が示す計画策定の視点

今般示された大阪府の「第6期市町村高齢者計画策定指針」では、①人権の尊重、②利用者本位の施策推進、③地域包括ケアシステムの構築に向けた取組、④市町村による主体的な施策展開と大阪府との連携強化、⑤介護保険制度を維持し、充実させる取組の5つの視点を重視するとしています。

(2) 策定に当たっての方向性

前計画に対する現状と評価・課題を踏まえた上、本計画策定に当たっての視点及び平成25年度（2013年度）に専門部会で検討してきた内容を考慮し、本計画で取り組むべき方向性を次の6つにまとめました。

①各種高齢者福祉施策の推進

前述の専門部会における検討結果を踏まえ、各種高齢者福祉施策の選択と重点化が求められています。本計画の策定に当たっては、高齢者ニーズや社会情勢等を的確に把握し、各種高齢者福祉施策を推進していきます。

②平成37年(2025年)を見据えた介護保険事業計画の策定

第5期介護保険事業計画では、高齢者が地域で安心して暮らすことのできる地域包括ケアシステムの実現を目指す取組をスタートさせました。

第5期で開始した地域包括ケア実現の方向性を継承しつつ、平成37年（2025年）に向けた中長期的な視野に立って、第6期介護保険事業計画を策定します。

③地域包括ケアシステムの実現

地域包括ケアシステムは、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に供給されることで、重度の要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けられることを目指すものです。

地域包括ケアシステムの実現を目指し、その基盤づくりのひとつの手法として、地域ケア会議^{※6}の充実に取り組めます。地域ケア会議は、医療や介護などの多職種や地域住民などとの情報共有の場であり、地域包括支援センター等が中心となって、個別課題の解決、ネットワークづくり、地域課題の発見、課題解決のサービス等の検討、サービスの基盤整備などに取り組めます。

④ 医療・介護の総合的なサービス提供

平成27年度（2015年度）から、在宅医療・介護連携推進業務が地域支援事業^{※14}として市町村事業に位置づけられ、平成30年度（2018年度）までに全市町村が主体的に取り組むべき8つの事業が示されました。医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを最期まで続けることができるよう、かかりつけ医と病院の連携、医療と介護の情報共有の仕組み、多職種連携の研修、在宅医療の普及啓発など、三師会との連携のもと、段階的に事業を実施します。

※14 地域支援事業

要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう、地域包括ケアシステムの実現を目指し、市町村が主体となって医療・介護連携、認知症施策、生活支援等を総合的に取り組む事業

【国が示す在宅医療・介護連携推進業務に関する8つの事業内容】

- (1) 地域の医療・介護サービス資源の把握
- (2) 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討
- (3) 切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築推進
- (4) 医療・介護関係者の情報共有の支援
- (5) 在宅医療・介護連携に関する相談支援
- (6) 医療・介護関係者の研修
- (7) 地域住民への普及啓発
- (8) 在宅医療・介護連携に関する関係市区町村の連携

⑤ 予防給付の見直しと生活支援サービスの充実

要支援を対象とした予防給付を地域支援事業^{*14}に移行し、予防給付の見直しと生活支援サービスの充実を図る介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）を実施します。

新しい総合事業では、要支援者等には、地域包括支援センターによるケアマネジメントの実施により、訪問型・通所型サービスのほか、配食、安否確認などの生活支援サービスの利用や体操教室等の一般介護予防事業などといった多様なサービスを一体的に提供することになり、計画期間内〔平成29年（2017年）4月まで〕に事業を開始します。

⑥ 認知症施策の推進

高齢化の進展に伴い、認知症の人は、平成24年（2012年）の462万人（高齢者の約7人に1人）から、平成37年（2025年）には、約700万人（高齢者の約5人に1人）になると予測されています。認知症の人を単に支えられる側と考えるのではなく、認知症の人が認知症とともによりよく生きていくことができるような環境整備が必要となっており、国は、国家戦略として、認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指す「新オレンジプラン」を策定しました。

新オレンジプランでは、①認知症への理解を深めるための普及・啓発の促進、②認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護の提供、③若年性認知症施策の強化、④認知症の人の介護者への支援、⑤認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくりの推進、⑥認知症の予防法、診断法、治療法、リハビリテーションモデル等の研究開発及びその成果の普及の推進、⑦認知症の人

やその家族の視点の重視といった7つの柱が示されています。本計画では認知症施策として推進すべき施策や事業を盛り込み、地域の特性に応じた取組をスタートさせます。

3 基本理念

【基本理念】

高齢者が住み慣れた地域で、
安心して暮らせるまちづくり

本市では前計画の基本理念を継承し、団塊の世代が75歳以上となる10年後を視野に入れて、今後3年間の取組を方向付けます。

「高齢者が住み慣れた地域で、安心して暮らせるまちづくり」のもと、すべての高齢者が、自らの能力を発揮しながら、生きがいのある生活を送ることができるよう、互いに支え合い、助け合える地域社会を目指します。

医療や介護を必要とする状態になっても、住み慣れた地域で在宅に重点をおいた生活を続けることができる地域包括ケアシステムの実現を目指し、適切なサービスや支援を受けながら、尊厳を保ち、安心して暮らせるまちづくりを推進します。

4 基本目標

本計画は、基本理念の実現に向け、以下の基本目標を設定し、保健、医療、福祉、介護をはじめとした関係部局・機関が連携しながら、関連施策を展開します。

基本目標1 安心して暮らせる地域づくり

今後、地域には医療、介護ニーズの高い高齢者の増加が予測されます。そこで、高齢者の人権が尊重され、住み慣れた地域でその人らしい生活を安心して送ることができるよう、在宅での生活に必要な住まい・医療・介護・予防・生活支援サービスが一体的に提供できる地域包括ケアシステムの実現に取り組みます。

基本目標 2 認知症高齢者支援策の充実

認知症になっても住み慣れた地域で、その人らしい生活が維持できるよう、認知症に対する正しい理解を周知するとともに、早期発見・早期対応への取組と認知症の状態に応じた高齢者本人及び家族等への支援を充実します。

基本目標 3 健康づくりと介護予防・生活支援の推進

はつらつ世代の健康寿命の延伸を図るため、高齢者の主体的な健康づくりや介護予防の取組を推進するとともに、健康診査の実施や受診率の向上に努めます。

本計画期間内において、これまで予防給付であった「通所介護」「訪問介護」を地域支援事業^{*14}に移行し、高齢者のニーズに応じ選択できる多様な生活支援サービスを提供できる体制を整備するほか、地域の様々な場所を活用した住民主体の介護予防への取組が充実できるよう支援に努めます。

基本目標 4 地域活動・社会参加の促進

高齢者がこれまで培ってきた知識や技術を活かすことにより、地域社会を支える担い手として活躍できるよう、ボランティアや就労など、生きがいづくりへの積極的な活動を支援します。また、社会参加の促進を図ることにより、高齢者の身近な居場所を増やすなど、高齢者の居場所と出番の創出を実現します。

基本目標 5 介護保険事業の適正・円滑な運営

高齢者が介護を必要とする状態になっても、可能な限り住み慣れた地域で継続して生活ができるよう、ニーズを適切に把握しながら、介護保険サービスの基盤の整備に努めるとともに、利用者が質の高いサービスを選択できるよう、情報提供や相談支援を充実し、利用者本位のサービス提供体制を整備します。

また、介護保険サービス提供事業者への指導・助言や介護従事者の育成・定着に向けた支援に努める一方で、介護給付適正化の取組などにより、サービスの質の向上を図り、介護保険事業の適正かつ円滑な運営に取り組みます。

【施策の体系】

基本目標	施策の方向	施策
基本目標 1 安心して暮らせる地域づくり	1 地域支援機能の強化	(1) 日常生活圏域の設定 (2) 地域包括支援センターの包括的支援機能の充実 (3) 地域で支え合う体制の充実
	2 医療・介護の連携の推進	(1) 在宅療養の充実 (2) 医療と介護の連携強化
	3 虐待防止・権利擁護に関する取組の推進	(1) 虐待防止への取組の推進 (2) 権利擁護の推進
	4 安心して暮らせる環境の充実	(1) 安全・安心な住環境の整備 (2) 福祉のまちづくりの推進 (3) 移動手段の充実
	5 在宅生活への支援	(1) 日常生活の支援 (2) 家族介護への支援
基本目標 2 認知症高齢者支援策の充実	1 認知症ケアパス ^{※7} の普及と活用	(1) 認知症ケアパスの普及 (2) はつらつパスポートの活用促進
	2 医療との連携、認知症への早期対応の推進	(1) かかりつけ医との連携 (2) 認知症地域支援推進員 ^{※8} の充実 (3) 「認知症初期集中支援チーム」の設置
	3 認知症に対する理解の促進と支援体制の構築	(1) 認知症に対する理解の促進 (2) 認知症高齢者の見守りネットワークの構築
基本目標 3 健康づくりと介護予防・生活支援の推進	1 はつらつ世代における「健康いばらき 21・食育推進計画」(第2次)の推進	(1) 介護予防事業との総合的な取組 (2) 健康診査の実施と受診率向上に向けた取組 (3) 保健指導の充実
	2 介護予防・生活支援サービス事業の充実	(1) 訪問型サービス (2) 通所型サービス (3) その他の生活支援サービス (4) 介護予防ケアマネジメント
	3 一般介護予防事業の推進	(1) 介護予防把握事業 (2) 介護予防普及啓発事業 (3) 地域介護予防活動支援事業 (4) 一般介護予防事業評価事業 (5) 地域リハビリテーション活動支援事業
基本目標 4 地域活動・社会参加の促進	1 高齢者活動の拠点の整備	(1) 老人クラブ活動活性化推進事業 (2) 高齢者リーダー養成事業 (3) いばらきシニアカレッジ「いこいこ未来塾」 (4) 高齢者いきがいワーカーズ支援事業 (5) シニアマイスター登録事業 (6) 茨木ふれあいポイント事業(介護支援ボランティアポイント事業)
	2 高齢者の身近な「居場所」の整備	(1) いきいき交流広場の実施 (2) 街かどデイハウス ^{※4} 事業の実施
	3 包摂型社会 ^{※15} づくりの推進	(1) 世代間交流の取組 (2) 福祉教育の取組 (3) 様々な高齢者の交流機会の取組
	4 高齢者の「働く」の支援	(1) 雇用に関する啓発活動への取組 (2) シルバー人材センターの取組 (3) 高齢者の新しい働き方の創造

※15 包摂型社会

全ての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合う(ソーシャルインクルージョン)という、理念を踏まえて、市民の誰もが、自らの持つ潜在能力を発揮でき、出番をもってつながりあうことを目指す社会

基本目標 5 介護保険事業の 適正・円滑な運 営	1 介護保険運営体制の強化	(1) 要介護認定の適切な実施 (2) 介護保険事業に係る評価の推進 (3) 介護給付適正化に向けた取組 (4) 介護保険サービス提供事業者への指導・助言等 (5) 介護保険サービスに対する相談体制の充実 (6) 介護従事者の育成・定着に向けた支援
	2 介護保険サービスの充実 と供給体制の整備	(1) 地域密着型サービスの充実 (2) 介護保険サービス量確保の方策 (3) 介護保険サービス利用の周知、情報提供への取組 (4) 社会福祉法人等による利用者負担額軽減制度の 活用の促進